

**ふれあい福祉相談**

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター  
☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

◇奇数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

\*法律相談は予約制。月初めから受付。  
無料での相談は一人1回です。**行政相談**

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二  
(忠海中町) ☎ 26-0607**人権相談**

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 3月16日(水) 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会  
☎ 082-423-7752**高齢者総合相談・介護家族相談**

相談内容	曜日	時間
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

**いのちのホットライン竹原**場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）  
9時～18時

※2/28(日)は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原  
☎ 22-9102**出張年金相談**

日時 3月9日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※出張年金相談は予約制です。

※3月7日(月)12時まで必要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

**県民相談**

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 第2・第4水曜日 9時15分～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階  
(東広島市西条昭和町13-10)問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所  
☎ 082-422-6911**消費生活相談室便り ～クリーニングをめぐるトラブル～**

クリーニングは、生活に密着しているため、トラブルが起こりやすいサービスです。

サービスを提供するうえでの問題もある反面、その原因が、事業者と消費者どちらか一方だけではないケースも見受けられます。

**〈相談内容〉**

2か月前に礼服をクリーニングに出した際、特殊なボタンがついているので特別な処理を頼んだ。

仕上がり後に受け取ってそのままにしていた礼服を、しばらくして取り出したところ、ボタンがひとつ壊れていた。

クリーニング店に苦情を言うと、受け取りから1か月以内しか補償しないと言われたが納得できない。

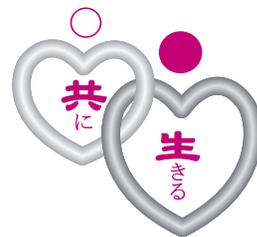
**〈アドバイス〉**

クリーニングトラブルの原因はさまざま、複数の原因が重なる場合もあります。

また、衣類は着用、クリーニングする度に徐々に劣化するため、この事例のように原因や責任の特定が困難な場合も多くあります。

そこでクリーニング業界ではトラブル解決のために「クリーニング事故賠償基準」を作成していますが、この基準はSマークやLDマークのある店舗に適用されます。中には独自の基準を設けている店舗もあるので、利用する店舗のルールを確認しましょう。また、衣類をクリーニングに出すとき、受け取る際には、必ず衣類の状態を店側と一緒に確認しましょう。

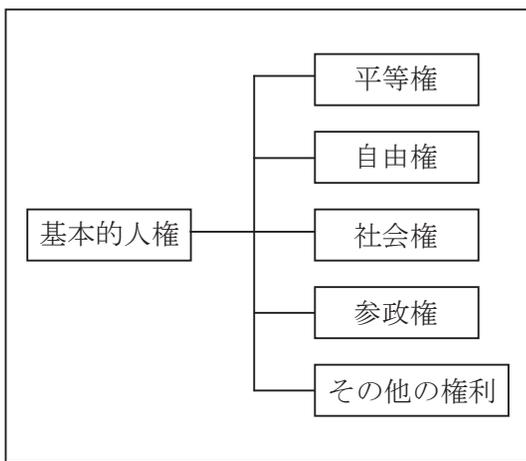
相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



## 学校における 主権者教育

### 基本的人権

私たちが人間らしい生活をするうえで、生まれながらにしてもっている権利を基本的人権といいますが、この基本的人権には様々な権利があり、大きく分類すると図のようになります。今回、参政権の一つである選挙権の取扱いが大きく変わりました。



### 選挙権年齢の18歳への引下げ

52・66%、これは何を表した数字でしょうか。「ピン」ときた人もい

ると思いますが、これは、平成26年12月に行われた第47回衆議院議員総選挙での投票率（総務省）です。近年、日本の国政選挙、地方選挙とも投票率は低下傾向を続けています。

特に、若い世代の投票率は、他の世代に比べて低く、若者の政治参加が重要な課題となっています。そのような現状もあり、公職選挙法が改正され、選挙権を有する年齢が満18歳以上に引き下げられることになりました。（今夏に執行予定の参議院議員通常選挙が、満18歳以上の有権者が投票できる最初の選挙になる予定です。）

### 学校教育における取組

教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とされており、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことが学校教育の目標とされています。これまでも小学校第6学年の社会科、中学校社会科（公民的分野）、高等学校の公民科において児童・生徒の政治的教養を育む教育が行われてきました。さらに、今回の改正を受け、教科等の枠を超えて有権者として政治の仕組みや原理について知ることほもちろん、「課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力」や「自分の考えを

主張し説得する力」を大切にした教育をより一層推進する取組が重要になっていきます。

### 中学校の取組

本市の中学校においては、竹原市明るい選挙推進協議会と連携し、生徒会選挙で、選挙の仕組みや選挙に臨むための心構えなどについて学習した後、立ち会い演説会と投票を行いました。

演説会では、シンキングツール（副教材「私たちが拓く日本の未来」から引用した演説分析シート）を活用し、ポイントを確認にして演説を聞き、メモを取り、誰に投票するのかを総合的に判断できるよう工夫しました。



### たけはら春の健康相談会 ～すてきな「笑いヨガ」体験～

ぜひ一緒に楽しく「笑いヨガ」をしませんか。「笑う」ことで体と心がすっきりして元気になります。

日時 3月14日（月）

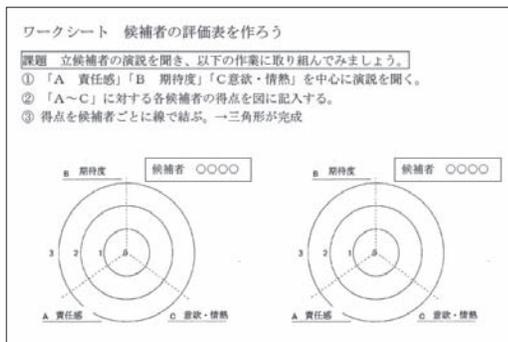
13時～14時（健康相談）

14時～15時（笑いヨガ）

場所 人権センター1階

問い合わせ 人権センター

☎ 22-3726



▲演説会で使用したシンキングツール

今後、学校においては、児童生徒が政治や選挙に関する理解を深めるとともに、将来、他の権利を大切にしながら住みよい社会や地域を作っていくために、積極的に政治に参加していける力を育む教育を進めていきます。